

一般社団法人日本生物教育学会 学会賞候補者選考委員会規程

〈名称〉

第1条 本委員会は、「学会賞候補者選考委員会」と称する。

〈目的〉

第2条 本委員会は、日本生物教育学会学会賞の授賞者の選考に関する業務を行うことを目的とする。

〈事業〉

第3条 本委員会は、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 学会賞授賞候補者の選考に関すること
- (2) その他、第2条の目的を達成するのに必要な業務

〈委員会の構成〉

第4条 本委員会は、理事会が推薦するもの数名、及び編集委員会が推薦するもの数名の委員をもって構成する。

- 2 委員長には、理事1名をもってあて、理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。委員長は、委員会の運営を統括する。
- 3 委員は、理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。

〈委員の任期〉

第5条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

〈委員会の開催〉

第6条 委員長は、e-mail等による委員会を開催する。

〈経費〉

第7条 委員会の経費は、日本生物教育学会より支弁された費用によって賄う。

〈規程の改廃〉

第8条 本規程の改廃は、日本生物教育学会理事会の承認を得て行う。

附則

本規程は、日本生物教育学会理事会の承認を経て2017年1月6日から発効するものとする。